

議員の兼職兼業規制等に係る地方自治法の規定について

1 議員の兼職兼業規制について

(1) 概要

○兼職の禁止（地方自治法第 92 条）

普通地方公共団体の議会の議員は、一般的には他の職業との兼職を禁止されていないが、国会議員、地方公共団体の議員及び常勤の職員等との兼職については、議員の職務を完全に果たすために妨げになると考えられているため、禁止されている。

○議員の兼業禁止（地方自治法第 92 条の 2）

普通地方公共団体の議会の議員は、当該団体の具体的な請負契約の締結に対する議決等に参与することにより、直接・間接に当該団体の事務や事業に関与するものであるため、議会運営の公正性及び事務執行の適正性を確保するため、当該団体との関係において、請負関係に立つことを禁止されている。

具体的には、

- ① 当該地方公共団体に対する個人請負の禁止、
- ② 当該地方公共団体に対し請負することが主たる法人の役員になることの禁止、
が定められている。

【参考：地方自治法】

（兼職の禁止）

第九十二条 普通地方公共団体の議会の議員は、衆議院議員又は参議院議員と兼ねることができない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、地方公共団体の議会の議員並びに常勤の職員及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）と兼ねることができない。

（議員の兼業禁止）

第九十二条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

※ このほか、地方自治法その他の法律の規定により、首長や一部の行政委員会の委員等と普通地方公共団体の議会の議員との兼職が禁止されている。

(2) 解釈

① 第 92 条（兼職禁止）関係

○「常勤の職員」とは

常時勤務する職員を指し、常時勤務する者であれば、一般職たると特別職たるとを問わない。

＜常勤の職員となる例（行政実例 昭和 26 年 8 月 15 日）＞

- ・ 隔日勤務等の職員であって、職務内容が一般の常勤職員と同様の者
- ・ 三ヶ月、六ヶ月等期間を限って臨時に雇用され、その期間中毎日出勤し、常時勤務する者
- ・ ある事業につき事業終了までの期間を限って雇用され、その間常時勤務する者

○本条以外の兼職禁止規定

- ・ 普通地方公共団体の長（地方自治法第 141 条第 2 項）
- ・ 副知事又は副市町村長（地方自治法第 166 条第 2 項）
- ・ 選挙管理委員（地方自治法第 182 条第 7 項）
- ・ 裁判官（裁判所法第 52 条第 1 号）
- ・ 教育委員会の教育長及び委員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 6 条）
- ・ 都道府県公安委員会の委員（警察法第 42 条第 2 項）
- ・ 人事委員会又は公平委員会の委員（地方公務員法第 9 条の 2 第 9 項）
- ・ 収用委員会の委員及び予備委員（土地収用法第 52 条第 4 項）
- ・ 固定資産評価員（地方税法第 406 条第 1 項第 1 号）及び固定資産評価審査委員会の委員（同法第 425 条第 1 項第 1 号）
- ・ 港務局の委員会の委員（港湾法第 17 条第 1 項第 2 号）

○公職選挙法との関係

公職選挙法第 89 条においては、公務員の立候補制限が定められており、常勤の国家公務員等についても、事実上兼職ができなくなっている。

【参考：公職選挙法】

（公務員の立候補制限）

第八十九条 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員若しくは職員は、在職中、公職の候補者となることができない。ただし、次の各号に掲げる公務員（行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役員及び職員を含む。次条及び第百三条第三項において同じ。）は、この限りでない。

一～五 （略）

2・3 （略）

② 第 92 条の 2 (兼業禁止) 関係

○「請負」とは

兼業禁止の対象となる「請負」については、民法第 632 条に規定する請負だけでなく、広く営業としてなされている経済的ないし営利的取引であって、一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものを含むものと解されている（大審院明治 37 年判決）。このことから請負の性格は①継続性、反復性があること、②経済的ないし営利性があること、③請負の内容を決定する自由があること、④権力的又は純粋な公法関係に基づくものでないこと、等が挙げられる。

しかし、広く営業としてなされる経済的ないし営利的取引であっても、一回限りの土地等の売買契約等は、継続性及び反復性がないものとされ、この「請負」には含まれない（行政実例 昭和 27 年 6 月 21 日）。

○「主として同一の行為をする法人」とは

請負は、個人経営である議員の場合は、法人の場合と異なり、金額の多寡や率に関係なく該当することになる。

「法人」については、営利を目的とする株式会社、合名会社、合資会社、合同会社をはじめ、公共的組合や公益法人、農業協同組合、森林組合等もこの「法人」に含まれる（行政実例 昭和 32 年 5 月 20 日）。また、自治会等の法人格のない団体についても、権利能力なき社団としての組織を備え、代表の方法、議会の運営、財産の管理などの社団としての主要な点が確立しているものであれば法人に関する規定を適用することになる（最高裁昭和 39 年 10 月 15 日判決）。

「主として」については、当該請負が当該請負をする者の業務の主要な部分を占めるという意味であり、具体的には最近の決算書により判断して当該団体等に対する請負額が 50%以上を占めるような場合は、明らかに兼業禁止に該当するものと解されている。また、当該請負量が当該法人の業務量の半分以上を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が長等の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があるときは、当該法人は「主として同一の行為をする法人」に該当すると解されている（最高裁昭和 62 年 10 月 20 日判決）。

○下請負について

いわゆる下請負は、「請負」には含まれないと解されている（行政実例 昭和 27 年 6 月 21 日）。ただし、一括請負等の方法によって、実質上それが元請負と異なる場合には、妥当性を欠くものと考えられている（行政実例 昭和 27 年 11 月 27 日）。

○議員の親族による請負

普通地方公共団体の議会の議員の配偶者や子弟が請負をすることは、本条には抵触しないと考えられるが、しかしながら、配偶者等の請負が名目のみで支配力や影響力から見て、実質的に当該議員が請け負っているのと同様にならないような場合については、本条の規定の趣旨から避けられなければならないと考えられている（「逐条地方自治法」（松本英昭））。

2 議員報酬について

○概要

- ・議員報酬の額及び支給方法については、条例で自由に設定可能（参酌基準なし）。
- ・議員報酬の額は、県内市町村中、大川村が最低（下表参照）。

<県内市町村の議員報酬月額（H28 地方公務員給与実態調査より）>

	市町村名	議長	副議長	議員
1	高知市	678,000	615,000	585,000
2	室戸市	320,000	280,000	260,000
3	安芸市	385,000	335,000	315,000
4	南国市	460,000	420,000	390,000
5	土佐市	410,000	370,000	345,000
6	須崎市	356,000	304,000	285,000
7	宿毛市	405,000	340,000	315,000
8	土佐清水市	351,000	297,000	270,000
9	四万十市	376,000	315,200	293,800
10	香南市	390,000	350,000	290,000
11	香美市	390,000	330,000	285,000
12	東洋町	233,000	191,000	163,000
13	奈半利町	233,000	190,000	164,000
14	田野町	238,000	192,000	165,000
15	安田町	236,000	195,000	170,000
16	北川村	236,000	191,000	163,000
17	馬路村	236,000	190,000	162,000
18	芸西村	236,000	192,000	164,000
19	本山町	261,000	214,000	190,000
20	大豊町	268,000	214,000	192,000
21	土佐町	263,000	213,000	190,000
22	大川村	232,000	175,000	155,000
23	いの町	305,000	237,000	214,000
24	仁淀川町	235,000	188,000	165,000
25	中土佐町	254,000	201,000	182,000
26	佐川町	269,000	213,000	189,000
27	越知町	224,000	184,000	165,000
28	椿原町	270,000	240,000	220,000
29	日高村	249,000	199,000	180,000
30	津野町	250,000	200,000	175,000
31	四万十町	283,000	228,000	205,000
32	大月町	244,000	196,000	175,000
33	三原村	237,000	189,000	170,000
34	黒潮町	254,000	202,000	180,000
	市平均	411,000	359,655	330,345
	町村平均	249,826	201,478	178,174
	県内市町村平均	301,971	252,653	227,406

【参考：地方自治法】

（議員報酬及び費用弁償）

第二百三条 普通地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

3 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

4 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

3 議会の運営について

○概要

- ・議会の開催回数については条例で設定（参酌基準なし）。
- ・議会の会期やその延長については、必要の都度、議会で設定。
- ・会議規則は、議会の開催曜日や時間、議事の進行等、議会運営の一般的手続について規定するものであり、議会の議決により定められる。

【参考：地方自治法】

（定例会・臨時会及び会期）

第百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

4 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。

5 前条第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第二項又は第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。

6 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前三項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

7 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

（会議規則）

第百二十条 普通地方公共団体の議会は、会議規則を設けなければならない。